

現場技術業務共通仕様書

平成29年1月

千葉県農林水産部耕地課

現場技術業務共通仕様書目次

第1条	適用範囲.....	1
第2条	用語の定義.....	1
第3条	一般的留意事項.....	2
第4条	業務実施計画書.....	3
第5条	業務履行状況の点検.....	3
第6条	業務完了届の添付書類.....	4
第7条	関連法令及び条例の遵守.....	4
第8条	守秘義務.....	4
第9条	業務実績データの作成及び登録.....	4
第10条	個人情報の取扱い.....	4
第11条	行政情報流出防止対策の強化.....	6
第12条	保険加入の義務.....	7
第13条	業務実施報告書.....	7
第14条	設計及び工事の積算に関する資料等の作成.....	7
第15条	施工計画の検討.....	7
第16条	工程管理の点検.....	7
第17条	出来形管理及び品質管理の確認.....	8
第18条	緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成.....	8
第19条	工事施工に関する資料等の作成.....	8
第20条	工事施工に必要な立会、観察、測定.....	8
第21条	事故報告.....	9
第22条	工事現場発生品.....	9
第23条	工事受注者に対する支給品等.....	9
第24条	その他事項.....	9
第25条	関係機関等との協議に関する資料等.....	9
第26条	事業実施に関する資料等.....	10

現場技術業務共通仕様書

第1章 総 則

第1条 適用範囲

1. この共通仕様書は、千葉県が発注する農業農村整備事業における現場技術業務（以下「業務」という。）に適用する。
2. 特殊な検査、試験等について、別に定める仕様書によるものとする。
3. 業務内容説明書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）及び特別仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

第2条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、契約担当者（千葉県財務規則に規定する契約担当者）をいう。
- (2) 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は法令の規定により認められたその一般承認人をいう。
- (3) 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。
- (4) 「総括調査員」とは、業務の総括業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議のうち重要なものの処理及び重要な業務内容の変更、一時中止の必要があると認める場合における契約担当者等への報告を行い、主任調査員および調査員の指揮監督を行う者をいう。
重要なものの処理及び重要な業務内容の変更とは、契約変更に係る指示、承諾等をいう。
- (5) 「主任調査員」とは、業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議の処理（重要なものを除く）、業務内容の変更（重要なものは除く。）及び総括調査員への報告、調査員への指示を行う者をいう。
- (6) 「調査員」とは、業務を担当し、主に、総括調査員又は主任調査員が指示、承諾を行うための内容確認及び総括調査員又は主任調査員への報告を行う者をいう。
- (7) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び総括等を行う者で、契約書第10条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
- (8) 「現場技術員」とは、受注者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）をいう。
- (9) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、業務の遂行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。
- (10) 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (11) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調

査職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

- (12) 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (13) 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、業務に係る事項について、書面又は、その他の資料を説明、差し出すことをいう。
- (14) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は、捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ及び電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
なお、電子納品を行う場合は別途調査職員と協議するものとする。
- (15) 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (16) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
- (17) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
- (18) 「仕様書」とは、共通仕様書及び特別仕様書を総称していう。
- (19) 「共通仕様書」とは、業務に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
- (20) 「特別仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
- (21) 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該業務の契約条件を説明するための書面をいう。
- (22) 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (23) 「図面」とは、入札等の際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (24) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。
- (25) 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (26) 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
- (27) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
- (28) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。

第3条 一般的留意事項

1. 管理技術者は、第14条から第26条で示される業務の適正な履行を確保するため、現場技術員が行う業務に係る次の諸事項が適切に行われるように現場技術員を、指揮監督しなければならない。
 - (1) 設計に関する業務にあたっては、設計業務共通仕様書等の内容を十分に理解

し、現場の状況について精通しておくこと。

- (2) 監督に関する業務にあたっては、別に定める「千葉県請負工事監督検査事務処理要領」等を十分理解し、厳正に実施すること。
- (3) 監督に関する業務にあたっては、工事受注者又は外部から通知若しくは報告を受けた場合は、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。
- (4) 監督に関する業務にあたっては、調査職員との打合せや指示によって工事受注者又は外部への連絡、又は通知を行う場合は、その内容を正確に伝えること。
- (5) 監督に関する業務にあたっては、請負工事の契約書、設計図書及び土木工事共通仕様書等の内容を十分に理解し、現場の状況について精通しておくこと。
- (6) 発注者から貸与を受けた図書及び物品等については、善良なる管理を行うこと。
- (7) 業務の実施にあたっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。
- (8) 調査職員の指示により、調査職員が工事受注者から受理する図書又は、工事受注者に提示し、若しくは指示する図書の整理を適切に行うこと。

2. 管理技術者は、別途仕様書の定めるところにより調査職員と打合せを行うものとし、その結果について打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。

3. 現場技術員は、管理技術者のもとに第14条から第26条のうち調査職員から示された業務を適正に遂行するものとし、自らの独断に基づき工事受注者等の業務遂行上の関係者に対する指示又は、承諾を行ってはならない(災害等緊急の場合を除く)

第4条 業務実施計画書

1. 受注者は、契約締結後14日以内に業務実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
2. 業務実施計画書には契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務の範囲
 - (4) 業務組織表及び連絡体制(緊急時含む)
 - (5) 打合せ計画
 - (6) その他
3. 受注者は、業務実施計画書の重要内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務実施計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は調査職員が指示した事項については、さらに詳細な業務実施計画に係る資料を提出しなければならない。

第5条 業務履行状況の点検

管理技術者は、履行状況の点検、報告等のため、打合せ時に別に定める様式により業務報告書(日毎)を作成し調査職員に提出(適宜、電子メール提出も可能)しなければならない。

第6条 業務完了届の添付書類

受注者は、契約書第31条の業務完了報告書には第2章に規定する整備書類を添付するものとする。

第7条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、現場技術業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第8条 守秘義務

受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第9条 業務実績データの作成及び登録

1. 受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時及び業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、調査職員に提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。

(1) 受注時は、契約締結後15日（土曜日、日曜日、祝日等（千葉県の日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号第1条に規定する県の休日（以下休日等という）を除く）以内に登録通知を調査職員に提出する。

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から15日以内（休日等を除く）に登録通知を調査職員に提出する。

(3) 業務完了時は、業務完了報告書を提出後15日以内（休日等を除く）に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行うものとする。

第10条 個人情報の取扱い

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に

必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

- (1) 受注者は、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期検査等により確認し、発注者に報告するものとする。
- (2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第4条で示す業務実施計画書に記載するものとする。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第 11 条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、第 4 条で示す業務実施計画書に流出防止策を記載するものとする。

2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

(1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

(1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第 4 条で示す業務実施計画書に記載するものとする。

(2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

(1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由に

より情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(2)この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第12条 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

第2章 整備書類

第13条 業務実施報告書

受注者は、別に定める様式により、業務実施報告書と作成した資料等を取りまとめ、月毎に調査職員に提出し承諾を得なければならない。

また、現場技術業務報告書(日毎)及び現場技術業務月報についても業務実施報告書とあわせて、月毎に調査職員に提出するものとする。

ただし、現場技術業務報告書(日毎)は第5条業務履行状況の点検により、提出済みのものはこれに替えることができる。

第3章 設計に関する現場技術業務

第14条 設計及び工事の積算に関する資料等の作成

1. 受注者は、調査職員との打合せや指示等により設計及び工事の積算に必要な現地条件等の調査及び図面、その他の資料の作成を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。

2. 受注者は、その他上記に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。

第4章 監督に関する現場技術業務

第15条 施工計画の検討

受注者は、調査職員との打合せや指示等により、工事受注者から提出された書類（施工計画書、報告書、各種データ、図面等）を検討し、その結果を調査職員に報告するものとする。

第16条 工程管理の点検

受注者は、調査職員との打合せや指示等により、請負工事の進捗状況を把握し、工事が遅延する恐れがあれば、速やかに調査職員に報告するものとする。

第 17 条 出来形管理及び品質管理の確認

1. 検 測

受注者は、調査職員との打合せや指示等により、工事の施工について設計図書に示す適正な出来形及び所定の品質を確保するために現地で検測を行い、その結果を遅滞なく調査職員に報告するものとする。

2. 出来形管理及び品質管理

受注者は、調査職員との打合せや指示等により、工事受注者が土木工事施工管理基準に基づく出来形管理及び品質管理を確実に履行しているか確認し、その結果を調査職員に報告するものとする。

第 18 条 緊急を要する設計及び設計変更に関する調査及び資料等の作成

1. 設計図書と現地の不一致等

受注者は、業務遂行中に次の各号に掲げる事項又は、これに類する事項につき工事受注者から通知を受けたときは、遅滞なく調査職員に報告するものとする。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。
- (2) 設計図書の表示が明確でないこと。(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。)
- (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された施工条件が実際と相違すること。
- (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じた場合。
- (5) 工事を一時中止し、又打ち切る必要があると認められる場合。

2. 設計変更等に関する資料

受注者は、調査職員との打合せや指示等により、設計変更、工事完成検査又は既済部分検査等に必要な測量、測定又は資料等の作成を行うものとする。

第 19 条 工事施工に関する資料等の作成

受注者は、調査職員との打合せや指示等により、設計変更、工事完成検査又は既設部分検査等に必要な測量、測定又は資料等の作成を行うものとする。

第 20 条 工事施工に必要な立会、観察、測定

1. 立会・観察

受注者は、調査職員との打合せや指示等により、完成後、外面から明視することができない工事又は施工の進行過程を記録写真等の書類的な方法では、その状況を把握することが十分でない工事等について、現場に立会、観察、測定し、設計図書に適合しない場合又は、工事受注者が工事契約の目的を達成するために当然施工しなければならないもので、実施されていない場合には、その結果を調査職員に報告するものとする。

2. 材料検査

受注者は、調査職員との打合せや指示等により、材料検査を実施し、次の各号に定める事項を付記してその結果を調査職員に報告するものとする。

- (1) 検査年月日

- (2) 品名、寸法等
- (3) 検査数量
- (4) 検査結果及び合格数量
- (5) その他必要と認められる事項

3. 工事検査の立会

受注者は、調査職員との打合せや指示等により、請負工事に係わる工事検査に立会うものとする。

第21条 事故報告

受注者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかにその状況を調査職員に報告するものとする。

第22条 工事現場発生品

受注者は、請負工事の施工によって生じた現場発生品について調査職員との打合せや指示等により、工事受注者の提出する調書を照査して調査職員に報告するものとする。

第23条 工事受注者に対する支給品等

1. 受注者は、発注者が工事受注者に対して支給、又は貸与する物品について、調査職員との打合せや指示等により、その都度、受領書または借用書を工事受注者から徴して、調査職員に提出するとともに、その物品の状況を明らかにしておくものとする。
2. 受注者は、工事受注者から発注者に貸与品の返還があった場合に調査職員との打合せや指示等により、その都度、工事受注者から返還書を徴して調査職員に提出するとともに、その物品の状況を明らかにしておくものとする。

第24条 その他事項

受注者は、その他、第15条から第26条に準ずる事項について資料等の作成又は整理を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。

第5章 関係機関等との協議に関する現場技術業務

第25条 関係機関等との協議に関する資料等

1. 受注者は、調査職員との打合せや指示等により、地元及び関係機関等との協議・調整に必要な測量、調査又は資料等の作成を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。
2. 受注者は、調査職員の指示により、調査職員が前項の協議等を行う際、随行するものとする。

第6章 事業実施に関する現場技術業務

第26条 事業実施に関する資料等

受注者は、調査職員との打合せや指示等により、次の各号に定める事項について調査又は資料等の作成・整理を行い、その結果を調査職員に報告するものとする。

1. 設計・工事等の発注に係る契約図書の整理
2. 設計・工事等の発注に係る契約図書に必要な測量、調査又は資料等の作成
3. プロポーザル方式及び総合評価方式等に関する技術提案書・評価書等の入札契約事務に係る資料の作成又は整理
4. 事業計画変更に必要な調査又は資料等の作成
5. 事業再評価に必要な調査又は資料等の作成
6. その他上記に準ずる事項

(現場技術業務共通仕様書例第 13 条「業務実施報告書」様式例であり、受注者で定めたものを使用する。)

総括 調査員	主任 調査員	調査員

現 場 技 術 業 務 月 報

業 務 名							管理技術者	現場技術員	
期 間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					業 務 内 容		
日	曜日	勤 務 時		時間外超勤	時間外深夜				
1			~						
2			~						
3			~						
4			~						
5			~						
6			~						
7			~						
8			~						
9			~						
10			~						
11			~						
12			~						
13			~						
14			~						
15			~						
16			~						
17			~						
18			~						
19			~						
20			~						
21			~						
22			~						
23			~						
24			~						
25			~						
26			~						
27			~						
28			~						
29			~						
30			~						
31			~						
合 計									
備 考						参 考		勤務日数	日
								休 日	日
								休日出勤	日
								そ の	日
								合 計	日

総括 調査員	主任 調査員	調査員

現場技術業務実施報告書

業務名		管理 技術者	現場 技術員
期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
業務内容			
※ 作成した資料等を添付する。若しくは、成果物等を具体的に箇条書きしても良い。			
例：○○工事図面A1○○枚 ○○工事積算資料A4ファイル1式			

業務打合せ記録簿

第 回	前回	平成	年	月	日	追 番		頁
発注者 側担当 承認印	総括調査員	主任調査員	調査員			受注者 側担当 検 印	管理技術者	現場技術員
発注者						受注者		
件 名						整理番号		
出 席 者 名	発注者 側担当					日 時		
	受注者 側担当						場 所	
打 合 せ 資 料								
打 合 せ 要 旨								
確 認 事 項								
議 事 内 容								